

福島県遠隔診療設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、情報通信技術を応用した遠隔診療を実施することにより、多職種協働による在宅医療の推進を図るため、別表の1に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者が別表の2に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は別表の3により算出した金額の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業に要する経費の20%以内の減額変更とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県遠隔診療設備整備事業変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、福島県遠隔診療設備整備事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業完了の報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県遠隔診療設備整備事業完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県遠隔診療設備整備事業実績報告書(第5号様式)により事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定があつた日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第10条の実績報告に併せて、福島県遠隔診療設備整備事業補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価が50万円(補助事業者が地方公共団体以外の者である場合は30万円)以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あら

かじめ取得財産処分承認申請書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月18日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表(第1条・第2条関係)

1 補助事業者

市町村等、その他知事が適当と認めるもの

2 補助対象事業

(1) 事業内容

遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療)の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等(ソフトウェアの導入を含む)の整備

(2) 基準額・対象経費

基準額	対象経費
1か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。	遠隔診療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等(ソフトウェアを含む)の購入費 (1か所につき300千円未満の購入費を除く)
1 遠隔病理診断	
(1) 支援側医療機関 4,598千円	
(2) 依頼側医療機関 14,198千円	
2 遠隔画像診断及び助言	
(1) 支援側医療機関 16,390千円	
(2) 依頼側医療機関 14,855千円	
3 在宅患者用遠隔診断装置	
8,250千円	

3 補助額の算出

この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、(2)の補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 2の(2)に定める基準額と、対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする。
- (2) (1)の選定額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(補助基本額)の2分の1を補助額とする。